

○総務省令第二十二号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第十六条第一項の規定に基づき、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

総務大臣 石田 真敏

改正する省令
東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を

改正する省令
東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(期間)</p> <p>第二条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める期間は、平成十五年四月十一日から平成三十四年三月三十一日までの期間とする。</p> <p>(特定接続料)</p> <p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能(加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。)、四の項の機能、五の項の機能(中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。)、六の項の機能(中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。)、及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>	<p>(期間)</p> <p>第二条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める期間は、平成十五年四月十一日から平成三十一年三月三十一日までの期間とする。</p> <p>(特定接続料)</p> <p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)、及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

(特定接続料の特例)

2 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第四条第一項各号に掲げる場合にあつては、この省令による改正後の東日本電信電話株式会社（西日本電信電話株式会社）に対する金銭の交付に関する省令第三条の規定にかかわらず、日本電信電話株式会社等に関する法律附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表二の項の機能（加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に限る。）並びに第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能に係る接続料とする。

3 前項の場合における東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令第四条から第六条までの規定の適用については、第四条中「前条」とあり、及び第五条第一項中「第三条」とあるのは「東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の

交付に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第二十二号）附則第二項」と、第四条中「第十五項」とあるのは「第十五項（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第六条において準用する場合を含む。）」と、「第十四条」とあるのは「第十四条（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」と、「第五条第一項第一号中「同条」とあるのは「同項」と、「前条」とあるのは「東日本電信電話株式会社」の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第二十二号）附則第三項の規定により読み替えられた前条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「東日本電信電話株式会社」の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第二十二号）附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「同項第一号」とあるのは「東日本電信電話株式会社」の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第二十二号）附則第三項の規定により読み替えられた前項第一号」と、「同項第二号」とあるのは「東日本電信電話株式会社」の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第二十二号）附則第三項の規定により読み替えられた前項第二号」と、第六条中「前条第一項」とあるのは「東日本電信電話株式会社」の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付

に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第二十二号）附則第三項の規定により読み替えられた前条第一項」とする。